

## 災害に係る情報発信等に関する協定

三条市（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等（以下「情報発信等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （協定の目的）

第1条 この協定は、甲の地域で、地震、台風、大雨、大雪等による災害が発生した場合において、甲が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ、甲の行政機能低下の軽減を図るため、甲乙が協力して実施する情報発信等に係る取組に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （取組の内容）

第2条 この協定により実施する取組は、次に掲げるもののうち、甲乙の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものとする。

- (1) 乙は、災害時において、甲が管理するホームページへのアクセス負荷軽減を目的として、甲が管理するホームページのキャッシュサイトを乙が管理するウェブサイトに掲載し、一般の閲覧に供する。
- (2) 乙は、甲が提供する市内の避難所等の防災情報について、平常時から乙のウェブサイトに掲載するなど、広く周知を図る。
- (3) 乙は、甲が提供する市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報について、乙のウェブサイトに掲載するなど、広く周知を図る。
- (4) 乙は、甲が提供する災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入情報について、乙のウェブサイトに掲載するなど、広く周知を図る。
- (5) 乙は、甲が提供する市内の避難所等における必要救援物資に関する情報について、乙のウェブサイトに掲載するなど、広く周知を図る。

2 前項に定めのない取組についても、甲乙で協議の上、必要と認められるものは随時実施するものとする。

### （連絡窓口）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ情報発信等に関する連絡先及び担当者を定め、これに変更があった場合は、速やかに相手方に連絡するものとする。

### （費用）

第4条 乙は、別に定めのない限り、第2条に定める取組を無償で行うものとする。

### （情報の周知）

第5条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、この協定の目的を達成するため、適切な方法（乙の提携先への提供、乙以外のウェブサイトへの掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、甲から提供を受ける情報について、この協定の目的以外のために利用してはならないものとする。

### （協定の公表）

第6条 この協定の締結事実及び内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議の上、決定するものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年1月1日

甲 新潟県三条市旭町二丁目3番1号  
三条市  
代表者 三条市長 國定 勇 人

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号  
ヤフー株式会社  
代表取締役 川 邊 健 太 郎